

法政大学の創立者を振り返る : 薩正邦・ボアソナード・梅謙治郎

著者	岡 孝
出版者	法政大学経済学部学会
雑誌名	経済志林
巻	78
号	2
ページ	27-49
発行年	2010-10-30
URL	http://doi.org/10.15002/00007015

【記念講演】

法政大学の創立者を振り返る

—薩埵正邦・ボアソナード・梅謙治郎—

岡 孝

第1節 はじめに——2010年という年の意味

経済学部同窓会総会にお招きいただき、ありがとうございます。本年（2010年）は法学界にとっては重要な年です。まず、刑法、治罪法（刑事訴訟法）、民法の制定に尽力したボアソナード（1825年生まれ）が明治43年（1910年）6月27日に亡くなってからちょうど100年たちました。「日本近代法の父」といわれていますので、みなさんもお存じでしょう。また、本学初代総理であり、「日本民法の父」といわれる梅謙次郎（万延元年〔1860年〕生まれ）も同年8月25日に韓国で立法作業中に病死し、本年はこの2人の没後100年という節目の年に当たります。さらに法政大学の創立130周年でもあります。

ボアソナードは、本学の創立者の中心人物・薩埵正邦（1856年～1897年）に協力して無給で出講してくれました。一方、梅謙次郎は、薩埵との接点はほとんどありませんが（わずかに、後述のように薩埵が学んだレオン・デュリーに梅も東京外国語学校で学んでいます）、薩埵が京都に戻った後、とりわけ明治30年代に本学の校長、後には初代の総理（総長）として活躍しました。

今日は、ボアソナード、梅謙次郎の陰に隠れて目立ちませんが、この人がいなかったら本学の今日はなかったと思われるほど、本学の基礎を

固めた薩埵正邦に焦点をあわせて、お話ししてみたいと思います^{注)}。

第2節 東京法学社・東京法学校時代——薩埵の活躍とボアソナー ドの助力

1 建学の精神

高い志をもって 本学の創立者は、金丸鐵、伊藤修と薩埵正邦の3名とあっていいでしょう。その中でも薩埵が中心人物です。他大学の創立者と比べてみますと、本学の特色が浮かび上がってきます。例えば、慶応義塾は福沢諭吉が作り、東京専門学校（現在の早稲田大学）ならば大隈重信が作った学校です。さらに、明治法律学校（現在の明治大学）は、明治9年7月に当時のエリート専門学校の司法省法学校を同期で卒業した宮城浩藏、岸本辰雄、矢代操が作った学校です。専修法律学校（現在の専修大学）は、相馬長胤、目賀田種太郎、田尻稻次郎、金子堅太郎など、アメリカ留学組が作った学校です。伊藤は別として、金丸、薩埵は公的な学歴もなく、社会的名声も財力もありませんでした。ただ、人々に法律知識を普及させたいという高い志をもった無名の青年たちが作った学校であります。

明治13年4月に、東京日日新聞などに東京法学社設立広告が出ます。講法局と代言局に分かれています^が、代言局は、要するに法律事務所を学校

注)本稿は、岡『教育者・学校経営者としての薩埵正邦』（法政大学イノベーション・マネジメント研究センター・ワーキングペーパーシリーズ48号（2007年。さらにはこれに加筆したものを収録している法政大学イノベーション・マネジメント研究センター編『薩埵正邦』[早川工房、2008年]）と内容もほとんど重なることをお許しいただきたい。主な参考文献としては、『法政大学百年史』（1980年。以下では『百年史』と略称して引用する）、『法政大学八十年史』（1961年）、松尾章一「薩埵正邦小伝（1）（2）」社会労働研究14巻1号（1967年）、2号（1968年）、法政大学大学史料委員会編『法律学の夜明けと法政大学』（法政大学、1992年。とりわけ江橋崇「薩埵正邦——タイトルなき法学者の運命」、薩埵章『薩埵家貳百五拾年史』（1988年。私家版）がある。以下では、編集部の要請で、注はつけないことにした。

内に併設してそこで実務を見学させつつ訓練するということでしょうか、1ヵ月後の5月に代言人規則の改正により、結論として代言局は廃止せざるをえなくなっていました。プランだけで実際の活動はなかったのではないかと思います。講法局、すなわち法律学の講義のほうは、順調に始まったでしょう。後で述べますが、おそらく東京法学社でのものだと思いますが、薩埵がボアソナードの授業を筆記しています。

明治13年という年 この年にボアソナードの起草による刑法、治罪法（現在の刑事訴訟法）といった近代的な法律が公布されます。民事のほか刑事にまで代言人の役割が拡張されて、その社会的役割が飛躍的に拡大しました。そこで、高度の法知識と法技術をもった在野法曹の育成が時代の要請となったのです。そのような状況のもとに本学が登場し、非常な評判を呼ぶわけでありませう。

明治13年9月12日の開校式で、薩埵は東京法学社を代表して祝辞を述べています（法律雑誌133号）。これはすでに本学の松尾章一先生が、この祝辞の中に薩埵の法思想が表れていると分析されております。松尾先生に依拠して、その内容をまとめておきましょう。

東京法学社設立の目的 東京法学社設立の目的は、権利義務のなんたるかを「弁識」し、日本の法典を「熟知」せしめ、それによって「明治の文明を裨補せむと」することにある、といひます。ところで、学問には、「宇宙間の顕象を説明する目的と為す所の天文、地理、物理、性理の諸学」（平仮名に直し、適宜句読点をつける。以下同じ）である有形学と、「人間行為の標準となるを目的とする所の道学、法学、及び経済学」の無形学がある。有形学は、学者が研究と発明によって社会に役に立つことができ、一般人は学者の教示したことに従って行動すればいいのである。薩埵は、その例として、暦と人々の関係を挙げています。これに対して、無形学については、すべての人は自らこれを講究してその理を知る必要がある。すべからく「人の世にあるや、常に某の事は利益ありや、某の事は正直なるやの疑問を判定」しなければならない。その「判定」は必ず生命、財産、

名誉に関係するからだ、と説明します。今日の世界は「腕力世界」ではなく、「法律世界」であり、ここでは人々は法律を知らなければ一步も前進できず、なにごとでもできない。したがって、すべての人は「法学を研究し、権理義務の何たるを解得するの必要」があり、そのために、自分たちは東京法学社を設立したのだと述べています。

このような理念をもって東京法学社はスタートしたのであります。

薩埵中心の東京法学校へ 明治14年1月に東京法学社講法局は独立し、東京法学校と名称を変えます。この時から本学の法学教育が本格的に始まります。薩埵は官吏（司法省雇）をやめて学校経営と教育に専念します。金丸、伊藤はいろいろな事情から東京法学校を去っていきます。本学は「薩埵の学校」になるわけです。

2 薩埵正邦について

デュリーとの出会い 薩埵正邦とはいかなる人物でしょうか。安政3年（1856年）5月19日、京都市上京区今出川千本東入般舟院前町で、石門心学の流れを引く儒者の家に生まれました。幼少の頃父を亡くし、母は再婚して家を出ました。薩埵は祖母に育てられました。明治4年（1871年）、京都に官立の仏学校ができます。薩埵は、そこでレオン・デュリー（Léon Dury）から2年半フランス語を学びます。デュリーは教師としても人間としても立派な人でした。後に各界で活躍する弟子たちを育成しました。明治初期にこういう人物に巡り会えたことは、弟子たちにとってはもちろんのこと、国家にとっても非常に幸運でした。法律の分野から例を挙げておきますと、富井政章（梅と並んで民法三起草者の一人。帝国大学教授）、高木豊三（大審院判事、司法次官などを歴任）、本野一郎（駐仏、駐露の特命全権公使等を歴任。梅の親友。読売新聞社社主・本野盛享の子）らがデュリーのもとで学んでいました。この3人はともに法政と関係があります。後年、薩埵を助けて東京法学校で講義を担当しております。明治8年1月にこの京都仏学校は廃止され、デュリーは東京開成学校（東京大

学の前身)に招かれて上京します。富井は奨学金を得て、すでに東京で学んでおります。デュリーはまだ学生だった高木、本野を連れて上京します。この中に薩埵は入っておりません。

しかし、師らの後を追い、薩埵自身も上京します。なんらかのつてを求めて元老院議官の斎藤利行(「としつら」と読む。土佐藩出身。旧名は渡辺弥久馬。明治維新後に改名。明治14年5月病死)の学僕として、住み込みで奉公するわけであります。ここで漢籍を修めながら、一方で再びデュリーの門をたたきまして、個人的に語学を含めた「普通学」(今でいえば教養課程の科目でしょう)を学びました。デュリーは、明治10年に故国フランスに帰国してしまいます。富井らと違って、この時期の薩埵の生活は不安定で苦勞の多いものだったでしょう(江橋)。しかし、さまざまな幸運が少しずつこの薩埵にも舞い込みます。太政官法制局少書記官の桜井能監たちが中心となっている仏国民法研究会のメンバーとなって、法律(箕作麟祥のフランス五法の訳書)の勉強をおこないます(桜井宅で、「毎夜回読会」が開かれたといえます)。

明治9年の司法省法学校生徒募集 薩埵は、明治9年の司法省法学校第2期生生徒募集に応じまして、受験しているのです。筆記試験は通っています。しかし、体格不良で不合格になっています。興味深いのは、富井も梅も受験しているのです。富井の成績はちょっと不明ですが、いずれにしても入学しません(後述)。梅も体格不良で不合格です。

ところが、梅は東京外国語学校で学びまして、13年にトップで卒業します。たまたま賄征伐事件で司法省法学校の2期生から大量の退学者が出ます(陸羯南とか原敬などといった後に有名になる人たちが連座して退学します)。そこで、司法省法学校は補欠募集をします。8年間のコースですから、補欠入学者は4年間の語学訓練を終わっていることが望ましいのです。まさに梅はうってつけであります。明治13年2月に梅はこの補欠募集に応じまして、入学します。梅は、明治9年の段階でいったんは法律の世界に入れず、まずは語学をじっくり学び、4年後再びこの法律の門をたたき、

以後は順調にエリートコースを歩んで行きます。富井は、明治10年渡仏し、リヨンのギメー（後に博物館を設立）のところで働くかたわら、リヨン大学法学部で法律を学び、学部を卒業し、現代流に言えば大学院に進学して、さらに数年研鑽を積んでついには博士号を取得し、帰国するのです。ともかく期せずして、後年本学を支える薩埵、富井、梅がこの時期接点があったということをお伝えしたいと思います。ちなみに、富井の妹が薩埵の妻です。このようなこともあって、富井は本学と深い関係があるのです。

ボアソナードとの出会い 薩埵に話を戻しましょう。11年3月、先ほど引用しました桜井能監が内務省社寺局長になりまして、その推薦で薩埵は内務省雇になります。そして、薩埵は明治12年8月にボアソナードに初めて出会うのです。講義を聞き、あるいは質問するという間柄になりまして、ついには「ボアソナード門人」を名乗るわけでありました。12年12月にはボアソナードの推薦で司法省雇に転じ、翌13年6月23日には元老院に設置されました民法編纂局御用掛も兼務しまして、民法草案の作成などについて下級官吏として関与するようになっていくわけでありました。

「ボアソナードの法学校」 そして、先にも述べましたように、14年1月に官を辞しまして、東京法学校に専念するわけでありました。同年5月には、早くもボアソナードが本格的に講義にやってきます。なぜボアソナードと薩埵がそれほど親しいのか、よくわかりません。1つの推測ですが、ボアソナードは薩埵の性格というか、学問に対する姿勢を評価したのかもかもしれません。ボアソナードの講義録によりますと、しばしば学生との問答が出てきます。ボアソナードは、学生からの質問なり、自分の質問に対する解答・意見を求めるタイプの教師ではなかったでしょうか。質問大歓迎のはずです。薩埵は、東京法学校では学生とゼミみたいな授業（輪講）も担当しておりますから、質疑応答はお手のものだったでしょうし、疑問があれば、ボアソナードであれ誰であれ、臆することなく質問していたのではないのでしょうか。ボアソナードはそういう薩埵をかわいがったように思います。一方、『日本近代法の父 ボアソナード』（岩波新書、1977年）の

著者である大久保泰甫氏は、次のような推測をしております。ボアソナードは、フランス法系の明治法律学校への出校を拒否し（明治法律学校創立者の岸本、宮城らが、ボアソナードと敵対しているフランス法学界の異端児アコラスを師と仰いでいることが原因）、「彼の方から働きかけて、薩埵正邦を動かし、明治法律学校とは別個の、フランス法系の法律学校をつくらせた、それが東京法学校ではなかったのだろうか」というのです。非常に興味深い指摘であります。

ボアソナードは、明治28年最終的に日本を去るに際して、司法省に履歴書等を提出しています。その中に司法省法学校での講義のかたわら余暇に無報酬で教鞭をとった私立学校として、第一に「薩埵氏設立の法学校」を挙げております。それほどボアソナードは東京法学校に入れこんだのです。明治21年の一時帰国の時の送別会で、ボアソナードは、「私立学校中尤も親愛するは東京法学校」であり、「今日の宴席に在らざる薩埵君の功勞」に注意を促します。「同君にして尽力する無かりせば、焉ぞ今日の如く法学校の盛上を見るを得んや。諸君は同氏に向て又謝辞を述べられんことを希望す」（『百年史』48頁以下）と述べています。

3 東京法学校の授業など

薩埵は、明治14年以降、「日本刑法・治罪法論講」（一種の共同研究。今でいうゼミナールみたいなものであろう）さらには、民法、刑法など基本科目についても担当するようになります。そして、「法律雑誌」に本名、ペンネーム（佐田豁堂、豁堂主人）を使い分けまして、ほとんど毎号、民法・刑法・訴訟法・行政法・憲法と非常に幅広く論文を書きました。

高等法院に陪審制を 明治16年の法律雑誌295号には「高等法院ニハ陪審ノ必要ナルヲ論ス」という論文があります。「西京 呑月酔人投書」となっていますが、松尾先生に従い、薩埵の論文としてここで簡単に取り上げておきます。まず高等法院ですが、（明治15年施行の）治罪法83条以下で定められたもので、特に内乱罪、外患罪等からなる「国事犯」事件を

裁いた特別裁判所です。司法卿の奏請により天皇が裁許して設置される裁判所であって、常置のものではありません。1審制であります。明治16年の福島事件（この事件には、ボアソナード門人の堀田正忠がボアソナードの推挙により検事として立ち会っています。堀田は、ボアソナードのもとで、刑法、治罪法の起草作業を助けており、その内容を熟知していました。東京法学校には最初から講師として講義をし、薩埵を助けています）、高田事件の指導者に対する裁判はこの法廷で行われました。高等法院設置の本来の意図は、自由民権運動を弾圧して指導者たちを厳罰に処する点にあったようですが、これらの事件では政府の干渉があったにもかかわらず、高等法院の裁判官たちは法律を厳密に適用して10年以下の禁獄にとどめました。そこで、政府は16年末に治罪法を改正し、一般の裁判所でも代行できることにして、この裁判制度の形骸化をはかったのです。そして、明治23年治罪法を廃止して新たに刑事訴訟法を公布し、あわせて裁判所構成法も作って、高等法院を廃止してしまいました。

さて、薩埵はこういいます。大逆罪であろうと不敬罪であろうと、すべて裁判は公平無私に行わなければならないが、被告の身分による不公平な裁判が行われるのではないかという邪推をするのは凡人には避けられない。この欠陥を補うためには高等法院に陪審制度を導入すべきである。陪審員は、「人民間の名望ある者より社会の代人として選挙」された者であり、陪審が有罪とするものは、すなわち社会が有罪とするのである。刑法とは「社会の罪人を罪するの具」であり、したがって、陪審制度は刑罰の本質に合致したものである、ということができる、ということです。

陪審法の制定 薩埵は非常に先見の明がありますね。陪審制度そのものは、大正7年（1918年）原敬内閣が成立した後、原がその導入を試みますが頓挫してしまいます。その後を引き継いだ高橋是清内閣のもとでようやく大正12年に陪審法が制定され、昭和3年（1928年）10月から施行されます。しかし、昭和18年以来この法律は施行が（陪審員資格の制限や多額の訴訟費用などの理由から）停止されたままになっています。

平成16年（2004年）、小泉内閣のもとで裁判員法が作られ、平成21年5月から施行されております。重大な刑事事件の裁判に国民が裁判官とともに審理を行い、判決を下す制度です。陪審制度と違う点は、最高裁判所のHPの中の「裁判員制度Q&A」にも説明されていますが、陪審制では有罪か無罪かを陪審員だけが判断し、裁判官はこれには関与しませんが、裁判員制度では裁判官はこれにも関与すること（意見が食い違う場合には多数決）、陪審制では裁判官は法解釈と量刑を行うが、裁判員はこの量刑にも関与すること、という点に見られます。みなさんも、新聞報道などでこの裁判員制度についてはご存じのことと思います。

明治18年までボアソナードについて学ぶ さて、本題に戻ります。薩埵は一方で学生に教えながら、他方で勉強する。ボアソナードの東京法学校での講義も一学生に戻って聴きました。正規の法学教育を受けておりませんので、このような形で修行したのでしょうか。学校を経営しつつ、さらには学生に教えつつ、自らも同じ教場で大先生から学ぶというのは、己の力の限界を知ってなんとかそれを乗り越えようとしたからでありましょう。その謙虚さには頭が下がります。学生に混じって講義を聴くことにいささかのためらいがない点も感心します。そうやって着実に力をつけていきました。例をあげてみましょう。ボアソナードの『仏国民法売買篇講義』（博聞社、明治16年4月）は、ボアソナード門人の堀田正忠が口訳、薩埵が筆記したとありますから、まさに教場で学生に混じって筆記したのでしょうか。この講義は、明治13年5月13日に始まり、翌年4月14日に終わる全27回のもので、この年月の記載が誤植でなければ、これは東京法学社時代のものでしょうか、すでにこの段階で講義の実体があったことがわかるわけで、重要な資料だろうと思います。

明治23年京都第三高等中学校に提出した薩埵の自筆の履歴書が残っていますが、そこには、明治12年8月から6年間ボアソナードについて法律学を学んだとあります。この18年は本学が第1期卒業生を出す年です。この頃、薩埵は独立した教師としてやっていけるという自信を持ったのでし

よう。

なんといっても、本学にとってはボアソナードの出講が看板として絶大な効果を発揮しました。さらにはボアソナードと同じ司法省法学校で教鞭をとっていたアペールもやって来て、フランス行政法などを本学で講義してくれました。こうやって本学は非常な隆盛を誇ります。ようやく明治15年10月に学校設置願が出され、それが東京府によって認められました。

明治16年東京法学校規則改正 明治16年には、フランスから帰朝した富井政章が講師となります。本学は、この年の9月に学校の規則を改正します。教員体制としてはボアソナードを教頭とし、富井などを新たに講師に迎え（従来6人から13人に増員）、他方、在校生で所定の科目を修了した者は新しい制度の1年生に編入するとか、授業時間も4時間制にするとか、定員も150人から800人に増やすとか、3学年制にするといった大改正を行います。定員が従来5倍以上になるということは、校舎が手狭になります。そこで、明治17年、神田小川町1番地の旧勸工場（かんこうば）の建物に学校を移します。「勸工場」というのは、もともとは東京府が内国勸業博覧会の売れ残り品を販売するために開設したところです。様々な商品を場内に同時に並べて販売するという陳列販売方式を採用した点が、当時としては画期的だったようです。勸工場は非常に大きい建物です。本学は資金がない。収入源の大半は授業料だけです。そういう学校でありますから、おそらくは、借金で買ったのでしょう。この16年の改革によって本学はますます隆盛になりました。しかし、皮肉なことに、この借金が後々本学を苦しめる原因となります。

それはともかく、東京法学校は、明治18年にやっと8名の第1期卒業生を出しました。試験が厳しい。なかなか進級を認めない。そういう評判の学校でありました。

4 学校経営

薩埵が行った学校経営をいくつかの側面から説明しましょう。まず、出

版事業です。明治10年時習社が創刊した「法律雑誌」を、薩埵は時習社ともども取得しててこ入れを始めます。法令、論説、問答、外国裁判の欄などがあるこの雑誌は、今でいえば「ジュリスト」「判例時報」などが合体した原型とっていいでしょう。特に明治18年からは東京法学校の講義筆記を載せたり、同校関係のニュースを多数掲載します。いわば、東京法学校の学内雑誌的な役割を果たすようになっていくのです(校友会の機関誌「東京法学校雑誌」は明治21年1月創刊)。

通信教育機関の設置 つぎに、講義録の刊行です。明治18年9月、通信教育機関「中央法学会」を作り、「中央法学会雑誌」を発行します(中央、明治、早稲田、専修など他の法律学校でもこのような講義録の発行を行っています)。これは地方にいながら法律学を学ぼうとする志のある者に、3年間にわたって毎月3回講義内容を掲載した雑誌を送ります。自学自習の手助けをする。興味深いのは、地方の勉学者は質問があれば、東京法学校の教員に意見を求めて、その回答を書面で受け取ることができる、というのです。そして年度末の試験に合格すれば及第証が発行され、3年の全課程を修了した及第者には卒業証が与えられるというのです。これは本学の通信教育の先駆けですよね。わずか2ヵ月足らずで入会希望者が1,000余名すぐに集まったといわれております。そしてなんと第1期卒業生は数十名にのぼりました。そして卒業前の明治20年の判事試験に21名、代言人試験に10名、この「通信教育生」から合格者を出しているというように、非常に成果が上がりました。授業料収入に頼らざるをえない東京法学校は、この講義録の発行によって非常に潤います。これはその後、「和仏法律学校講義録」「法政大学講義録」に受け継がれていきます。

このようにして、明治18年、19年と、本学は順調に発展していきました。ところが、思わぬ状況の変化が起こるのです。

5 学校内での孤立

改進黨員薩埵 開校から6年後の明治19年の「何ソ基本ヲ治メサル

ヤ」の演説（法律雑誌511号）によりますと、薩埵は、すべての物には「本」と「末」があると述べます。国会開設、条約改正は当然必要なことではあるが、その前にしなければならない「方今の急務」がある。すなわち、「人民の智識を養成」することであり、そのためには「學術を盛に」しなければならない。學術の中でも最も有益なのが法律学と経済学である。条約改正にしても、まずわが国の法律を整頓しなければならない。治外法権の撤廃のためには、立法者に人を得なければならない。そのためにはこの2つの学問をますます盛んにしなければならない。この法律学と経済学はなにも一国にとって必要なばかりでなく、われわれ一身上においても必要欠くべからざるものである。もし法律を知らなければ「夜中燈なくして無知の道路を歩むよりも猶危」ういものである。また、人はだれでも富を欲するが、その富を「致すの道」を知らないものが多い。その「致富」の道こそ経済学である。このように、薩埵は「本」である法律学・経済学を治めずに「末」である国会開設、条約改正に狂奔する立場（松尾先生は、自由党系民権論者の立場を指しているといいます）を批判し、これではどうい「天下に大功」をたてることはできないというのです。

薩埵は立憲改進黨の設立に加わりますが、今申しましたようなことを聞きますと、まさに「知識と学問をつくして自由民権をもとめる漸進主義・改進黨の立場」（松尾）をとっていることがよくわかります。ところが、この頃（明治19年頃）から東京法学校の講師陣は大きく入れ替わります。開明的なエリート官僚・法律家が徐々に講師の多数派を占めるようになってきました。国の政権の中核にあって体制の近代化に奉仕する開明派の講師たちと、在野で藩閥政府の横暴を批判し、人民の権利を主張する薩埵との間に、意見の食い違い、亀裂が生じていくのです（江橋）。薩埵は、官吏の講義出校が禁止された改進黨系の東京専門学校に堂々と講師として出講してその窮地を救うわけですが、一方で、それに眉をひそめる東京法学校の裁判官、弁護士が講師たちが登場してくるわけであります。

薩埵人脈の後退 従来の薩埵の仲間たち、すなわち「ボアソナード

門人」というプライベートな肩書でしかない肩書でボアソナードの通訳をやっていた堀田正忠らは、相次いで地方に転勤になって、東京を去っていきます。堀田は「国事犯の堀田」といわれるほど検事として盛名をはせるのですが、この人は大阪に転勤になってしまいます。『『頗る磊落の風あり』といわれた薩埵の同志らしい、官僚的な枠におさまりに切れない人物』たちが（『百年史』91頁）、明治19年頃期せずして東京法学校から退場していき、代わりに飯田宏作、吉原三郎など司法省法学校卒業生とか帝国大学法科大学生などが講師としてやってくるわけであります。これら新しく登場した講師たちは、同じフランス法系であっても、ボアソナードの最も親しい一門ではなく、したがって薩埵との距離も広がっていきます。

ボアソナードの威信低下 次、看板教授たるボアソナードの威信が低下します。井上馨外相の手による条約改正案について、公表しないことを条件にそれに反対する意見書を山田顕義司法大臣に提出しましたが、それが外部に漏れてしまいます。結局条約交渉は頓挫してしまい、井上外相は辞任を余儀なくされます。政治的にこの意見書が利用されたのです。この条約改正案では、一定の事件に外国人判事を登用することが盛り込まれていました。ちなみに、法政大学図書館の貴重書庫には、この意見書の写本（A5a/48）があります。「一牛鳴處草堂」の名のある水色10行罫紙を使っており、表紙には「農商務大臣谷干城君意見書、司法省御雇仏人ゼ、ボアソナード意見書、条約改正草按 明治二十年十月 一牛鳴處草堂」と記され、和綴じのものであります。また、これのもとになった活字本も図書館に入っています。

この頃の東京法学校におけるボアソナードの講義の印象深い1コマが『百年史』（106頁以下）に引用されていますので、紹介しておきましょう。すなわち、フランス民法の解釈問題を提起して学生になんとか発言を促しても、この時に限って誰も答えない。と突然、ボアソナードは『『慨然として席を打』ちつつ、語り始め』ました。およそ法律家たるもの、問題を提起されて決断することを避けることはできない。判断を避け処分を厭う判

検事は職責を果たしていないという非難を免れない。「唯だ夫れ然るのみならず人民は裁判を得る所なく、世は争奪に終わらんのみ」。エジプトを見よ。「裁判権を半ば外国人の手にゆだねた結果」半独立国に転落したではないか。条約改正を急務とする日本もこういう内容の改正案をよしとするのでは、「第2のエジプト」になるのではないか。「諸子にして問題の断定を避くること猶ほ今日の如くならば、何の日か善く外人の侮辱を排し、其談判を斥けんや」と目に涙をためながら語り、「悵然として」教場を後にしました。当時の学生たちは、ボアソナードの態度を異様に感じたのですが、後年ボアソナードの意見書なり条約改正交渉頓挫の経過を知るに及んで、やっと納得したということです。

こうやってボアソナードの威信が低下することによって、「ボアソナード門人」というプライベートな肩書も、その価値が下がっていきます。そして、これ以外に薩埵には何ら公的な資格はありません。彼は孤立していきます。しかも、ボアソナードは、大隈が推進しようとした条約改正案にも反対であります。大隈派の薩埵とボアソナードとの間にも距離が生まれる。こういう状況になったわけであります。

6 官によるコントロールの強化

私立法律学校特別監督条規 　　いつの時代も国は私学に対して様々なコントロールをしようとします。明治時代にも国は特に法律専門学校に対して取り締まりを強化しました。明治19年の「私立法律学校特別監督条規」、21年の「特別認可学校規則」がその典型です。私立法律学校は、最初は帝国大学総長のコントロールを受け、後には文部省のコントロールを受けるようになりました。時間割、試験・成績表の提出の義務づけとか、教授方法に問題があれば改善命令が出されたり、学年ごとの授業科目まで指定を受けねばなりません。そういうコントロールによって国が法律家養成学校の逸脱を防ぐ一方で、「あめ」を与えたのです。判事登用試験上の特典のほかに、徴兵猶予の特典も与えました。東京法学校卒業生の中に優秀な

学生が何人かいました。その人たちがもう1回帝国大学総長の臨検のもとに、穂積陳重帝国大学法科大学長（法学部長）などの口頭試問を受けて、それに合格すれば、判事に欠員が生じたときにはただちに任用されるということになったのです（普通の私立法律学校卒業生は、司法省で実施される判事登用試験を受ける）。私学からすれば屈辱的なことでありますけれども、このコントロールを受け入れなければ（そして、それによって特別待遇を受ける学校であると宣伝できなければ）学生が集まらなくなるのです。

少し脱線します。現代においても、とりわけ法科大学院に対する文科省の過剰な干渉は危機的状況にあります。すなわち、各法科大学院の授業の質を保つためには、憲法、民法、刑法などの基本科目について最低限教授すべき内容を示し（コア・カリキュラム）、それに即した授業を行うべきであるということです。「文科省・大学改革推進等補助金・専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」がこれを検討しています（2008年度、2009年度）。文科省のHPで見ることができます。これは教育の自由（どのような内容の教育をするかの自由も当然含まれている）、ひいては学問・研究の自由を制限することになりましょう。憲法の理念に反する動きではないでしょうか。これを促進しようとしている法学者たちの憲法感覚を疑います。ここまできると、今度はコア・カリキュラムに即した教科書（国定教科書）も必要だということになってくるでありません。案の定、法務省・文科省両省副大臣主宰の「法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果（取りまとめ）」（2010年7月6日）によれば、1年次の法学未修者については全国統一の教科書を作成し、「教育能力が高い教員による授業を全国配信してはどうか」という意見も出されるに至っております（これに反対の意見も両論併記の形では書かれていません）。この検討結果は、<http://www.moj.go.jp/content/000050026.pdf>で見ることができます。法科大学院の教育の質を問題にするのであれば、まずは現在行われている（大学基準協会、大学評価・学位授与機構などの）第三者評価機関による専門職大学院の審査を充実させるべきではないでし

ょうか。

法学への深刻な影響 さて、話を戻します。この官のコントロールの強化が本学に決定的なダメージを与えました。入学者の資格の厳格化による学生数の激減です。従来は、私立法律学校というのはどの学校も「入学は簡単に、卒業は厳しく」というスタイルでした。ちなみに明治15年の東京法学校設置願によりますと、入学の資格は普通の文章の読み書きができる力だけが要求されました。明治17年の改正規則でも小学校卒業程度で十分でした。ところが、この私立法律学校特別監督条規は、中学校卒業程度の学力を要求するようになったのです。授業料収入が主な収入源である東京法学校は入学者が激減します。入学者が激減すれば、卒業生も、もともと少数精鋭ではありますが、さらに減ってきます。こうして、学校経営がすぐに行き詰まってしまったのです。

薩埵の退場 明治14年から薩埵は、校長、校主ではなく「主幹」（事務長）と名乗り、いわば学校長抜き体制、「教頭ボアソナード、主幹薩埵」を続けてきました。ところが、この特別監督条規では、官に対する届け出はすべて設立者もしくは学校長の連署・連名が要求されます。もはや主幹で切り抜けることは許されなくなったのです。そして、先ほどの薩埵と距離を置いた開明派の講師たちは、薩埵のような反権力的な行動ではもうやっていけない。現に法規上も主幹という名前で学校経営をやっていけない。学校長が必要だということになり、明治21年6月に司法省刑事局長の河津祐之を東京法学校長に選ぶのです。薩埵が主幹を辞する3ヵ月前でした。この河津はほとんど何もしませんでした。東京法学校になんの愛着もない人が校長になるのですから、この学校の運命はおのずと知れたものです。薩埵は主幹を辞して専ら教授に専念しますが、心はもう離反しています。最終的には明治23年9月10日京都第三高等学校法学部に勤務が決まり、生まれ故郷に戻りました。そして、その7年後の明治30年、41歳で亡くなりました。

7 東京仏学校との合併——和仏法律学校の誕生

東京法学校は先ほど述べました校舎買収の資金とした借金の返済に苦みます。一方、これとは全く関係のない東京仏学校が、明治19年11月に仏学会により設立されます。「仏学会」は、同年5月に、辻新次（教育行政官。この年初代文部次官）や古市公威（この年初代の帝国大学工科大学長）らが主唱者となり、フランス学出身の各分野の実力派官僚が設立したフランス系学会です（明治42年に「日仏協会」と改称）。

司法省の補助金交付先 明治19年、司法省は、独逸学協会学校に年間2万円の補助金を与え始めます。翌20年には、イギリス法系では英吉利法律学校（中央大学）、フランス法系の学校については、明治法律学校でも東京法学校でもなく、法学科がなかったこの東京仏学校に各々年間5000円の補助金を与えるのです。5000円というのは、東京法学校の年間の収入が1500円程度ですので、かなりの多額のお金です。交付の条件は法律学の教授ですから、明治20年7月、この東京仏学校は急遽仏語法律科をつくるのです。ところが、東京仏学校の語学の本体でさえ人数が少ないのに、いわんや仏語法律科に人が来るのかという問題がすぐに起きます。この学校なり仏学会は、学生の確保に非常な不安を抱きました。学生のピークは22年1月でたったの156名です。ということは、どこか既存の法律学校との合併によって、この学生数の確保をしようとするのは当然でしょう。

合併の意味 ここに最終的に東京法学校がクローズアップされません。この学校は、法律学教授のノウハウはもっているけれども、資金がない。東京仏学校は資金はあるけれども、学生数の確保に不安が残る。そこで、明治22年5月に両者は合併されることになり、学校の名前も「和仏法律学校」と称することになりました。

そうすると、もし薩埵が東京法学校の代表でしたら、つり合いがとれなかったであらうでしょう。かたや東京仏学校は仏学会に属する官僚などそうそうたる肩書をもった人たちが作った学校であります。かたや熱血漢では

ありますが何の肩書もない学者の法学校では、「対等合併」は無理だったでしょう。そこで、先ほどの、司法省刑事局長というどこに出しても遜色のない肩書の（仏学会員でもある）河津祐之を校長＝代表者にして、「対等合併」に漕ぎ着けたというわけであります。

第3節 和仏法律学校時代——薩埵の退場と梅謙次郎の登場

1 その後の薩埵

さて、時間も少なくなってきましたので、和仏法律学校時代について、簡単にまとめておきましょう。

薩埵の著作 薩埵は明治23年京都に戻りました。京都時代の著作として、発行年は不詳ですが、「第三高等中学校教授本会講師」の肩書で薩埵は、『日本民法財産編（物権之部）講義 完』（日本同盟法学会出版）を発表しています。本学の現法研に所蔵されています。形状としては、全732頁を上下に分けて、毛筆でこの標題に「上」「下」が書き加えられ、各々2箇所が和綴じされています。もとは講義録として刊行され、それを講読した人が合冊したと思われます。本書は、旧民法財産編第1部物権全292条を解説したものです。判検事登用試験とか代言人（明治26年に弁護士法が制定されて、「代言人」という名称はなくなる）試験のための教科書を強く意識したもので、薩埵は限られた紙面の中でいろいろ工夫しています。例えば、賃貸借の冒頭の規定である財産編115条の項では、まず賃借権とはなにかというように、その条文の内容を疑問形で提示します。ほとんどすべての条文についてこの形を踏襲しています。賃借権の定義を説明した上で、つぎに、類似の用益権（現行日本民法にはありません）と賃借権とはどのような点で区別されるのかについて（これも疑問形で問題点を提示して）説明をしていきます。非常にわかりやすい書き方です。

賃借権は物権（旧民法） それから、旧民法の特色の1つとして賃借

権は物権とした点が挙げられますが、法典論争では延期派から理論上の誤謬として批判されます。それはともかく、物権ではなく債権（当時の用語では「人権」）だとするとどういふ点が問題なのかが、学習者にわかるように説明すべきであります。この点、薩埵は、具体例で端的に説明しています。賃貸家屋が第三者に売却されてその新家主が賃借人たる借家人に立ち退きを要求できてしまい不都合ではないか、というのであります。余計なことをあれこれいわず、本質的な点をつかまえて説明するというのは、教師としての薩埵の並々ならぬ力量を示していると思います。薩埵は、賃借権を物権とすることを支持しながら、旧民法が物権たる賃借権に加えて地上権も規定しているのでは、屋上屋を重ねるようなもので大いに疑問だ、と批判もしております。現行民法では、賃借権は債権と位置づけられております。したがって、地上権たる不動産利用権が物権編に規定されているのは違和感がありませんが、賃借権が物権だとすると、まさに屋上屋を重ねるようなものでありましょう。

現行民法下での解決 ちなみに、現行民法では、賃借権は債権ではあるが、不動産賃借権は登記をすればその後に登場する当該不動産の物権者、例えば当該不動産を購入した買主に対抗できるとなっています（605条）。しかし、賃貸人がこの登記に協力をしなければ（登記は賃貸人と賃借人との共同申請でおこなう必要があります。不動産登記法60条）、賃借人としては登記できません。裁判に訴えてでも登記協力を請求することはできないのです。そのため、明治30年代後半の日露戦争後に東京や大阪などの大都市の地価が急騰した時、賃借人は新地主から建物取去・土地明け渡しを請求され、ひどい目に遭わされたのです。このような賃借人、特に借地人といいますが、その者の保護を目的とした立法的解決が何度も試みられましたが、その都度貴族院でつぶされました。ようやく、建物存立を保障する限度での借地人（土地の賃借人）保護の立法、「建物保護法」が明治42年（1909年）に成立して、この問題が解決しました（現在では借地借家法10条に受け継がれています）。簡単にいいますと、賃借している土地の上に建

物を建てたならば、賃借人は自分の建物ですから、単独で建物保存登記をすることができます。そうすると、その登記が地盤の利用権（賃借権）をも第三者に公示しているとみて、その建物登記後に登場する土地の利害関係人には賃借権を対抗させよう、すなわち、賃借人は居すわることができるようにしようというものであります。

あれこれ脱線してしまいましたが、要するに、薩埵は、講義録の読者を見定め、その目的に合致するような書き方をしているといつてよいでしょう。そして、条文の単なる解説だけでなく、いろいろな箇所て疑問点も指摘しております。いずれにしても、旧民法を理解するためには好個の参考書といえましょう。

そのほか、憲法、民法などに関する薩埵の著作としては、『民事証拠要論上巻・下巻』（時習社、1887年）、上林敬次郎、吉田佐一郎との合著である『大日本帝国憲法精義全』（時習社、岡島宝文館、1889年）、同じメンバーの合著『大日本帝国憲法付属法精義全』（時習社、岡島宝文館、1889年）などがあります。

2 梅謙次郎の登場

和仏法律学校は、校長に「法律の元祖」といわれた箕作麟祥を迎えます。この人はほぼ10年間校長をやるのですが、学校のためになにかをしたという記録はみあたりません。学校を発展させるという点から見ますと、まったく不向きの人でした。

明治23年学監に就任 この明治23年の8月に、最初に言及しました梅謙次郎がリヨン、ベルリンの留学から帰ってきます。そして、「学監」という事務長みたいなものなのでしょうか、その学監に就任しまして、明治43年8月25日ソウルで病死するまでの間の20年間、法政のために力を尽くすわけであります。当時、梅は帝国大学法科大学教授に就任して、私学には出講しないと考えていたらしいのですが、富井政章やリヨン留学時代に大変世話になった本野一郎に懇請され、和仏への出講を受諾しました。やる以

上は全力を尽くすという姿勢で、学監、校長、初代総理（総長）として活躍しました。

旧民法修正作業 ボアソナードの旧民法は、法典論争の末に施行延期となりました。しかし、安政以来の欧米列強との不平等条約の改正、とりわけ治外法権の撤廃のためにはどうしても、「泰西主義」（western principles）に従った民法、商法などの基本法典の編纂、裁判制度の整備が必要でした。梅、富井、さらに穂積陳重の3人の帝国大学教授が起草委員に任命され、明治26年春から作業が始まりました。そして、29年春にはまず総則・物権・債権が帝国議会で審議、可決成立しました。親族・相続も明治31年には公布され、全5編が同年7月16日に施行されました。平成11年（1999年）、民商法施行100周年を記念した切手が発行されました。皆さんもお持ちかもしれません。この三起草者が描かれたものです。この元になった写真は、法政大学所蔵のものを使ってもらいました。三起草者の中で梅だけが民法全5編の注釈本（『民法要義』）を刊行しました。簡潔な逐条解説ですが、今でも参考になる点が数多く発見できるものです。

清国留学生速成科設置（国際化の先駆け） 梅の業績として特筆すべきことの1つに、本学の国際化を図ったことがあります。留学生から直訴を受けて梅は、清国留学生速成科を設置しました（明治37年）。西欧流の近代化に成功した日本に学ぶ、とりわけ法律に学ぶというわけで、中国から若者が日本に大挙して留学するわけであります。日本語を学んでいる時間的余裕がないので、梅など教師が日本語で講義をしながら、それを片端から中国語に通訳する。本来3年間の課程を1年とか1年半に短縮して、法律の基本を教えるわけであります。これが一時は非常に評判を呼びます。しかし、ほどなく清朝政府の公使館が日本政府に対して留学生の取締りの強化を申し入れます。法政や他の学校の速成科で学んだ学生の多くが革命派に身を投じてしまうので、取り締まってほしいというわけです。これに対して留学生の多くが反発し、明治38年12月には、各学校の学生たちは大規模な同盟休校に入るものの、翌39年1月には事態は収拾に向かいます。

そして、ひと頃の情熱がうそのように、急速に学生数が減少します。最終的に明治41年には本学の速成科自体が廃止されてしまいます。しかし、明治37年に早くも本学の国際化のはしりである速成科をつくったということは、梅の特筆すべき業績でありましょう。

まとめ まとめに入ります。薩埵は「ボアソナード門人」という全くのプライベートな肩書でも十分に授業ができ、学生も集まり、慕われた。そういう古きよき時代の間人でありましたが、明治19年以降の「官のコントロール」強化の前後に、種々の事情から薩埵の同志たちが東京法学校から去っていく。ボアソナード自身の評判も低下する。こういったことが重なり、薩埵を中心とした私塾の延長線上の学校経営では、もはや東京法学校は財政的に立ちゆかなくなりました。そこで、開明派官僚の講師たちが主導権を握り、東京仏学校との合併を経て財政危機を乗り越えるわけがあります。そして、梅謙次郎の校長時代に（とくに明治30年代中頃）、本学の発展期を迎えるわけです。その1つとして、校友会との関係の緊密化も指摘できましょう。すでに明治25年前後の法典論争の時に、梅ら講師と校友たちが共同して旧民法の即時施行を唱える「断行派」の立場で運動したという実績がありましたが、明治32年7月以来各地にできた校友会支部に梅校長以下教員・校友が出張し、講演会・懇親会に出席して、交流を深めていきました。

3 明治30年代後半からの時代の変化

しかし、この発展期も長くは続きません。明治30年代後半ともなりますと、時代状況も変わってきます。立身出世のための人材を養成するという状況ではなくなっているのです。『百年史』（154頁以下）に書かれていますが、日露戦争後は立身型の「法律青年」に代わって、「教養青年」とか「実業青年」が台頭してきました。明治36年の専門学校令施行後——ちなみに、この時本学は「和仏法律学校法政大学」と名乗り、初めて「法政大学」の名前が歴史に登場します——急激に増えた多くの専門学校も、商学とか文

学を中心にして発展していったようであります。このような時代の転換を目の当たりにしたわが法政大学も、明治37年には法律科のほかに実業科を設置しました。しかし、もはや時期を失した感は否めません。また、法学教育に求められるものも、国家試験合格に必要なテクニックではなくして、近代教養としての法知識の習得とならざるをえません。このように学校を取り巻く状況が変わってきました。そのことを梅自身も感じながら、明治43年（1910年）に突然病死してしまいます。

この前後に、梅体制を支えた信岡雄四郎（東京法学校を首席で卒業）、飯田宏作（司法省法学校で梅の同級生）、いずれも弁護士ですが、この2人も相次いで亡くなり、梅体制はここに断絶してしまいます。そして、約3年の空白を経て、大正2（1913）年、松室致が第2代学長に就任します。松室体制下の大正9年（1920年）、本学は大学令により法政大学となります。その大正の末から昭和にかけて、今度は経済学部、それから文学部（法文学部）といった法律以外の学部によって、本学は発展して行くのであります。

中村哲さんをはじめとする歴代の総長は、本学の特色として必ず「自由と進歩」に言及してきました。その際、戦前の著名な三木清、戸坂潤たちの名前が挙げられますが、それと同時に、この法政を作り育てた薩埵正邦たちを忘れてはならないと思います。地位も名誉もない、資力もない無名の若者が、人々に法律知識を普及させたい、自由な社会を作りたいという崇高な志を抱いて、東京法学社・東京法学校を作ったのであります。本学の「自由と進歩」の原点はここにあるのではないのでしょうか。そしてそれから130年。これからどう発展していくのでしょうか。改めてこの薩埵正邦たちの熱い思いをかみしめて、新しい伝統をつくってってもらいたいと思っています。

ご清聴ありがとうございました。